

預金商品の概要 [定期預金]

平成24年8月1日現在

1. 商品名	期日指定定期預金
2. 販売対象	個人のみ
3. 期間	<p>最長3年</p> <p>満期日は、この預金の全部または一部について預入日の1年経過後から3年までの間の任意の日を指定できます。ただし、満期日の指定をする時は、その1ヵ月前までに通知する必要があります。</p> <p>預入時の申出により自動継続（元金継続、元利金継続）の取扱いができます。</p>
4. 預入	
(1) 預入方法	一括預入
(2) 預入金額	500円以上300万円未満
(3) 預入単位	1円単位
5. 払戻方法	満期日以後に一括して払い戻します。
6. 利息	
(1) 適用金利	<p>固定金利</p> <p>預入時の店頭表示の利率を約定利率として満期日まで適用します。</p> <p>自動継続後の利率は、継続日における店頭表示の利率を適用します。</p>
(2) 利払方法	満期日以後に一括して支払います。
(3) 計算方法	付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算で、1年ごとの複利計算
(4) 税金	<p>20%（国税15%、地方税5%）の源泉分離課税</p> <p>※平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間にお受取りになるお利息には「復興特別所得税」が課税されますので、税率はこれを付加した20.315%（国税15.315%、地方税5%）となります。</p>
7. 手数料	
8. 付加できる特約事項	<p>自動継続扱いのものは「総合口座」の担保定期預金に組入れることができます。</p> <p>マル優の取扱いができます。</p>
9. 中途解約時の取扱い	預金規定に基づき預入期間に応じた中途解約利率により計算した利息とともに支払います。（別紙中途解約利率一覧を参照）
10. 金利情報の入手方法	金利は店頭の金利表示ボードまたは窓口へご照会ください。
11. その他参考となる事項	<p>満期日以後の利息は解約日または書替継続日における普通預金利率により計算します。</p> <p>満期日の指定がないときは最長預入期限が満期日となります。</p> <p>預金保険制度の付保対象預金です。預金保険によって元本1,000万円ま</p>

	<p>でとその利息が保護の対象となります。(当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元本を合計して1,000万円までとその利息が保護されます)</p>
--	--